平成30年度

税制及び執行に関する要望書

（間接税関係）

平成29年7月

全国間税会総連合会

平成30年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）

1　社会保障・税一体改革の推進と行財政構造の徹底した見直し

〔要　旨〕

社会保障・税一体改革における社会保障制度の改革を推進するとともに、行財政構造等の徹底した見直しを行い、歳出削減に努めるべきである。

（理　由）

国の平成29年度一般会計当初予算は、一億総活躍社会の実現に向け、保育士及び介護人材等の処遇改善や給付型奨学金の創設などの取組みを確実に行っていくための予算として、総額で約97.5兆円と過去最高の規模になった。

その内容を見ると、租税及び印紙収入が前年度（約57.6兆円）とほぼ同額の約57.7兆円と見込まれている。

その一方、公債発行額も前年度（約34.4兆円）と同額の約34.4兆円（国債依存度は35.3％）と見込まれている結果、平成29年度末の公債残高見込額は約865兆円で、国民一人当たり約688万円にも匹敵する膨大な借金を抱える状況にある。

また、社会保障関係費は連年増加しており、平成29年度も持続可能な社会保障制度を構築する観点から、その伸びは抑制されたものの、前年度に比べ約0.5兆円増加し約32.5兆円の規模に達しており、今後、更に増加することが見込まれている。

このような増加する「社会保障の充実・安定化」と「財政健全化」を同時に達成する観点から成立した、いわゆる社会保障と税の一体改革関連法により消費税については、平成26年４月から税率が地方消費税を含めて５％から８％に引き上げられた。

また、国の消費税収は増収分を含めて社会保障４経費（年金・医療・介護・少子化対策）に充てることが法制上明確化（社会保障目的税化）されるとともに、地方消費税収についても１％分を除き社会保障財源化された。

そして、消費税率10％への再引上げ及び軽減税率制度の導入については、アベノミクスを加速し、世界経済のリスクを回避するなどの観点から、その関係法案が平成28年11月18日に国会で成立し、その実施時期が平成29年４月１日から２年半再延期され、平成31年10月１日とされたところである。

私たち間税会は、消費税率の引上げに与する団体ではないが、現下の厳しい財政事情及び少子高齢化の進展に伴う社会保障財源の確保の必要性等から見て、今次の消費税率の引上げはやむを得ない措置であると受け止めているが、平成31年10月からの消費税率10％への再引上げに当たっては、次に掲げる措置を併せて講ずることが必要である。

特に軽減税率制度は、事業者の事務負担を増加させるとともに、本来の低所得者

対策にはならないなど様々な問題があることから、間税会として、従来から単一税率の維持を強く主張してきたところであり、仮に軽減税率制度を実施する場合には、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って、減収額に見合う安定的な恒久財源を確保するとともに、事業者の準備状況等を検証し、軽減税率制度が円滑に導入・運用されるよう必要な措置を講ずるなど、慎重に対処すべきである。

(1) 今次の消費税率の引上げが国民各層に負担増を求めることになることに鑑み、政治面及び行財政全般にわたって、既存の組織・施策・制度の効率性、有効性等を過去の経緯にとらわれることなく徹底した見直しを行うこと。

(2) 特に議員定数や歳費、社会保障関係費、公務員の人件費、公共事業費などについては、徹底した歳出削減等を行うとともに、円滑で効率的な運営ができる行政組織にするよう行財政改革を推進すること。

(3) 消費税の税率引上げに伴う低所得者の負担緩和措置は、税体系全体の中で、更には、社会保障制度全体の中で対処すること。

特に軽減税率制度は、事業者の事務負担を増加させるとともに、本来の低所得者対策にはならないなど様々な問題があることから、軽減税率制度ではなく、消費税の税率は単一税率を維持すること。

(4) 今次の消費税率の引上げが「社会保障と税の一体改革」の観点から行われている中で、消費税率 10%への再引上げが再延期されたことを踏まえ、財政健全化及び社会保障の充実策のビジョンを明らかにすること。

(5) 消費税率 10%への再引上げ前に、社会保障の充実策を講じる場合には、安定した財源を確保し、財政健全化への影響を最小限に止めること。

(6) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として創設された、いわゆる消費税転嫁対策特別措置法に基づき、消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、引き続き、政府一丸となって監視・取締りを行うなど、違反行為に対し厳正に対処すること。

2 消費税に関する事項

(1) 消費税の公平で合理的な制度の構築と安定した税制

〔要 旨〕

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となることから、公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

(理 由)

社会保障・税一体改革による税率引上げにより、消費税の重要性は益々高まることから、消費税については、国民の理解と信頼が得られる公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

(2) 単一税率の維持

〔要 旨〕

軽減税率導入による複数税率制度には様々な問題があることから、消費税の税率は、単一税率を維持すべきである。

(理 由)

消費税は、消費に比例的負担を求める性格の税であることや、軽減税率制度には次のような問題があることから、消費税の税率は単一税率を維持すべきである。

イ 軽減税率導入による複数税率制度の下では、軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことは困難であるため、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、税源が浸食されていく恐れがあること。

(補 足)

平成28年度税制改正法(所得税法等の一部を改正する法律)による改正消費税法では、飲食料品に加え新聞も軽減税率の対象にする一方で、日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」を軽減税率の対象外としたことに対する批判や、軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」と、標準税率の対象となる「外食」との線引きなどにより、経済取引を歪めるといった様々な批判が出現しているところである。

ロ 飲食料品に対する軽減税率制度が低所得者対策として導入される措置であっても、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、本来の低所得者対策にはならないこと。

また、減収額が膨らむため、新たに確保しなければならない財源規模が大きくなり、標準税率の引上げ要因の一つになる恐れがあること。

ハ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとに価格設定し、区分経理する必要があるとともに、仕入税額控除に的確に対処するため、諸外国の例に習えば、取引関係書類に消費税額を明記する、いわゆる税額別記のインボイス制度が必要となるなど、関係事業者の事務負担の増加につながること。

(3) 消費税率引上げの際の低所得者の負担緩和措置

〔要 旨〕

消費税率 10%への再引上げの際に問題となる低所得者に対する負担緩和措置については、様々な問題がある軽減税率制度の導入ではなく、所得税等において給付付き税額控除制度(還付制度)により対処すべきである。

(理 由)

消費税率引上げの際に問題となる低所得者に対する負担緩和措置については、一般的に「軽減税率導入による複数税率制度」と「給付付き税額控除制度」があるが、軽減税率制度には、上述(2−(2))したように様々な問題があることから、諸外国に例のあるように、所得税等において給付付き税額控除制度(還付制度)で対処すべきである。

（4） 軽減税率の対象範囲の見直し

〔要　旨〕

今次の消費税率の引上げは「社会保障と税の一体改革」の観点から行われていることに鑑みれば、軽減税率の対象範囲は極力限定すべきであり、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」は、その対象から除外することについて検討すべきである。

（理　由）

平成 31 年 10 月の消費税率 10％への再引上げに併せて、低所得者に配慮する観点から、「飲食料品」と「新聞」を対象とする軽減税率制度を導入することとしているが、「新聞」を軽減税率の対象として残す場合には、次のような問題があることから、「新聞」をその対象から除外し、軽減税率の対象範囲を限定することについて検討すべきである。

イ　「新聞」は、そもそも低所得者対策との関連性が極めて乏しいこと。

ロ　「新聞」を軽減税率の対象とする場合には、今後、雑誌・書籍などの類似業界から強い軽減税率適用要望が出てくる可能性が極めて高いこと。

ハ　日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」が軽減税率の対象外とされていることに対する批判があるように、今後、多くの関係業界から軽減税率適用要望が出されてくる恐れがあること。

ニ　その結果、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、標準税率の引上げなど、減収額に見合う新たな財源を確保する必要性が生じてくること。

（5） 軽減税率制度の導入に伴う安定的な恒久財源の確保

［要　旨］

軽減税率制度を実施する場合の減収額については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って、国民の目に見える形で早期に十分な議論を行い、安定的な恒久財源を確保すべきである。

（理　由）

今次の消費税率の引上げは、「社会保障と税の一体改革」の観点から行われていることを踏まえると、軽減税率の導入により社会保障財源の確保や財政健全化が損なわれることがあってはならないことから、軽減税率による減収分は、国民の目に見える形で早期に十分な議論を行い、安定的な恒久財源を確保すべきである。

（6） 軽減税率制度の円滑な導入等に向けた慎重な検討

［要　旨］

軽減税率制度の実施に当たっては、事業者の準備状況等を検証し、軽減税率制度が円滑に導入・運用されるよう必要な措置を講ずるなど、慎重に対処すべきである。

（理　由）

軽減税率制度の実施に当たっては、適用税率に応じた区分経理やシステム改修が必要となるなど、事業者の事務負担が増加することから、その準備状況等を十分に検証し必要な措置を講ずるなど、慎重に対処すべきである。

（7）　仕入税額控除

〔要　旨〕

仕入税額控除の仕組みについては、現行の請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」で対処すべきである。

（理　由）

平成 28 年 11 月 18 日に国会で成立した、いわゆる改正消費税法では、軽減税率制度の導入（31. 10. 1）後５年目（35. 10. 1）から、「適格請求書等保存方式」を導入するとされているが、軽減税率導入後の仕入税額控除の仕組みについては、いわゆるインボイス制度と言われる「適格請求書等保存方式」ではなく、現行の請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」で対処すべきである。

（補　足）

平成 35 年 10 月１日から、いわゆるインボイス制度と言われる「適格請求書等保存方式」を導入するとされているが、我が国には 500 万を超える免税事業者がおり、これらの免税事業者が取引から排除される恐れがあるインボイス制度は我が国の社会経済構造には馴染まない制度であることから、現行の請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」で対処すべきである。

（8）　簡易課税制度の簡素な仕組みの維持

〔要　旨〕

軽減税率導入による複数税率制度の下でも、中小事業者の事務負担を考慮して設けられている「簡易課税制度」については、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

（理　由）

現行の簡易課税制度は、中小事業者の事務負担を考慮し、６つの業種区分(卸売業・小売業・製造業等・その他の事業・金融業等・不動産業)ごとに平均的な仕入率に基づく「みなし仕入率」により売上税額から仕入控除税額を計算する方法が認められている。

そのような中で複数税率が導入される場合には、売上又は仕入に複数税率が適用される可能性のある業種について、売上・仕入の税率区分やその割合に応じ、業種区分を細分化し、その細分化した業種ごとに「みなし仕入率」を設定する必要があるが、その場合、簡易課税制度による税額計算が本則課税による税額計算よりも複雑になる可能性がある。

したがって、軽減税率導入による複数税率制度の下でも、簡易課税制度が中小事業者の事務負担を軽減する観点から設けられている趣旨を十分に尊重し、出来

るだけ簡素な制度を維持すべきである。

(9) 任意の中間申告

〔要　旨〕

滞納の未然防止等の観点から、中間申告を年３回又は年 11 回の選択ができるようにすべきである。

（理　由）

消費税率の引上げに伴い、滞納残高が増加することが懸念されるため、納税資金の事業資金化を防ぎ、滞納の未然防止を図る観点から、任意の中間申告制度を年１回のみではなく、四半期又は毎月納付ができる制度に改組することが適当である。

(10) 中間申告制度の見直し

〔要　旨〕

滞納の未然防止等の観点から、中間申告制度の基準について全体的な引下げを検討すべきである。

（理　由）

消費税は間接税であり、「預り金的な性格を有する税」であることから、滞納の未然防止策の必要性が高いと考えられる。

そのような観点から、中間申告制度の基準を全体的に引き下げることについて検討すべきである。

＊中間申告に関する現行基準～直前の課税期間の確定消費税額(年税額)により、次のように区分されている。

①年税額が 48 万円を超え 400 万円以下の場合	年　１回
②年税額が 400 万円を超え 4,800 万円以下の場合	年　３回
③年税額が 4,800 万円を超える場合	年 11 回

(注) 地方消費税額を除く。

(11) 輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税制度の抜本的な見直し

〔要　旨〕

観光先進国実現の観点と、現状の免税制度の持つ課題解決の観点から、外国人旅行者及び免税店双方にとって、より利便性の高い制度を構築するため、輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税制度（訪日外国人旅行者向けの免税制度）について、抜本的な見直しを行うべきである。

（理　由）

(1)　制度運用の電子化により書面を撤廃する。

購入記録票の作成に関して、購入記録票を紙で出力しパスポートに貼付する現行制度では、パスポートが分厚くなり、破損するトラブルも発生し、また、割印でパスポートが汚れるなどの問題が発生していることから、電磁的

にデータを保管し税関で確認する方式を導入すべきである。

(2)　最低購入金額の判定において、現行の制度に加え、消耗品と同じ運用を前提として、一般物品と消耗品を合算することを認める。

現行制度では、一般物品と消耗品について、それぞれ最低購入金額（５千円以上）を定めている。その制度に加え、一般物品と消耗品の両方を販売する場合、両商品を袋詰めする等の消耗品の制度運用に従うことを前提に、一般物品と消耗品を合算することを認めることで、購入者・免税店双方にとって、より分かり易い制度とすべきである。

(3)　免税制度の認知度向上に向けた告知・啓発活動を強化する。

免税制度の内容を訪日外国人旅行者に向けて分かり易く啓発し、広く国内外に告知するとともに、免税店に対しても制度の認知向上と正しい税務手続について周知・徹底すべきである。

(4)　制度利用者の判定基準を明確にする。

制度利用者の判定は、旅行者のパスポート等に証印された入国情報から「外国為替及び外国貿易法」に従って判断がなされるが、その判断が非常に難しい。特に、日本の永住権を取得した外国人で海外に居住している者、アメリカ合衆国軍隊関係者、航空会社乗務員、海外駐在の日本人においては入国方法や入国審査が通常の旅行者とは異なることもあり、免税店での判断をより難しいものにしていることから，非居住者の判定基準を明確にすべきである。

(5)　免税店許可の更新制を導入する。

免税店許可に有効期限（３～５年）を設けるとともに、更新に当たっては一定の講習を義務付けることについて検討すべきである。

(6)　免税店申請手続の簡素化を図る。

免税店の許可申請を簡素化することを目的に、申請単位（現行は店舗単位）の簡素化（法人単位での免税店許可、定期的な対象店舗数の申告義務の付与）について検討すべきである。

3　個別消費税に関する事項

（1）　石油関連諸税と消費税

〔要　旨〕

石油関連諸税については、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。

（理　由）

消費税の創設時に、物品税、入場税、砂糖消費税等は廃止、酒税、たばこ税は税率の調整（引下げ）が行われたが、石油関連諸税は特定財源ということもあって、調整が行われなかった。

石油関連諸税については、石油関連諸税を含む価格に消費税が課されることが

国際的に共通する原則であることを踏まえ、課税対象となる品目をめぐる環境の変化等を勘案しつつ、引き続き検討すべきである。

(2) 自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税の是正

〔要　旨〕

自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税措置を、自動車用燃料の天然ガス又は天然ガス自動車等に対して認められている減免措置と同様の措置にすべきである。

(理　由)

・石油ガス税の廃止

自動車燃料用のLPガスには石油ガス税が課税されるのに対し、自動車用燃料の天然ガスは無税である。

・自動車重量税の免税措置

天然ガス自動車には自動車重量税の免税措置があるのに対し、LPガス自動車には免税措置がない。

その他、法人税、固定資産税、自動車取得税、自動車税における課税のアンバランスも解消すべきである。

(3) 印紙税の抜本的な検討

〔要　旨〕

平成25年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充及び領収書に係る免税点引上げが行われた。今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化等を図る観点から、課税範囲、免税点、税率等のあり方などについて、廃止を含めた抜本的な検討を行うべきである。

(理　由)

イ　印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税であると説明されているが、経済取引自体に直接に負担を求める消費税の創設に伴い、消費税の課税対象になる取引にかかる文書類は、印紙税の課税対象から除外すべきである。

ロ　事務処理の機械化や取引形態の変化等に伴い、作成される文書の形式や内容の変化、ペーパーレス化等により、文書課税としての印紙税には、不合理、不公平な現象が生じており、廃止を含めた抜本的な見直しをする必要がある。

(補　足)

社会保障・税一体改革による消費税率の引上げに伴い、印紙税の不合理、不公平な現象がさらに拡大するので、是非、見直しを行うべきである。

4　執行に関する事項

(1)　税務執行体制の充実化

〔要　旨〕

消費税の重要性は益々高まってきていることに鑑み、執行当局における消費税の相談・指導・調査体制の充実に、引き続き、努められたい。

特に、平成31年10月1日からの軽減税率制度の実施を控え、相談窓口などを充実させるべきである。

（理　由）

消費税率の引上げに伴い、消費税の重要性が益々高まってきていることに鑑み、法人、個人を通じて消費税の指導等を担当する部門又は専門官(消費税実務指導専門官等)を配置するなど、消費税に関する執行体制の充実に努める必要がある。

特に、平成31年10月1日からの軽減税率制度の実施を控え、適用税率や区分経理などに関する相談が増加することから、相談窓口などの充実を図るべきである。

(2)　課税の適正化と課税処理の統一化

〔要　旨〕

平成31年10月1日からの軽減税率制度の実施を控え、税率の適用誤りや、区分経理による税額計算などに誤りが生じないよう、軽減税率制度に関する広報・周知や、誤り易い事例に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示・情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

（理　由）

軽減税率導入による複数税率制度の下では、適用税率の判断や、適用税率ごとに区分経理して税額を計算する必要が生じるため、誤りが発生する蓋然性がこれまで以上に高まってくる。したがって、軽減税率制度の広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例等に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示し情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

(3)　広　報

〔要　旨〕

消費税について、より深い理解を得るための広報をさらに行うべきである。

（理　由）

消費税について、制度の内容を広く周知することももちろん必要であるが、国・地方公共団体の財政に占める消費税の地位及び消費税の使途（年金、医療、介護、少子化対策）等について、さらに周知を図るべきである。

全国間税会総連合会も、世界の消費税（付加価値税）の実施国や消費税の使途等を示すポスター、パンフレット、クリアファイルの展示、配布等による広報活動を展開しているが、国・地方公共団体においても、引き続きその広報に積極的

に取り組むべきである。

(4) 租税教育

〔要　旨〕

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

（理　由）

全国間税会総連合会は、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを租税教育用資料の一環として中学校等で配布したり、「税の標語」募集事業を実施しているところである。

消費税を含めた税の役割、重要性を若年層から理解させるために、学校教育の中で租税教育の一層の充実が図られるよう、文部科学省等とも連携をとりながら、租税教育を積極的に推進すべきである。

「租税教育推進関係省庁等協議会」、いわゆる中央租推協の平成 27 年 10 月 26 日に開催された総会において、「各地域の税に関する民間団体等との一層の連携による租税教育の取組を推進する」との合意確認がなされたことを踏まえ、租税教育の取組みについては、関係省庁と民間団体等との一層の連携を図るべきである。

なお、租税教育は、国民のあらゆる階層に必要な教育であることから、その対象者を小中高生はもとより、大学生、社会人にまで拡充し、それぞれに応じて税財政に対する正しい認識を浸透させるべきである。

もっとも、租税教育は、官民一体となり社会全体で取り組む課題であるとしても、その中心は学校教育の場であり、民間が補完するという位置付けを明確にする必要がある。

(5) 消費税の滞納整理

〔要　旨〕

消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

（理　由）

消費税の滞納の発生は、消費税に対する国民の信頼を損なうことになることや、消費税率の引上げにより滞納増加が懸念されることから、全国間税会総連合会では従来にも増して「消費税完納運動の推進」に努めているところであるが、執行当局においても、これまで以上に、滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むことが重要である。

(6) e - Tax

〔要　旨〕

e - Tax の利用可能手続に石油ガス税納税申告を加えていただきたい。

（理　由）

石油ガス税の課税場所は、全国で約 2,700 場に達するが、そのほとんどは中小

規模の事業者に係るものである。

石油ガス税は、毎月、申告納税の手続きをとる必要があるところ、中小事業者にとっては、軽視できない負担になっている。関係事業者の事務負担を軽減するためにも、e-Tax の利用可能手続に石油ガス税納税申告を加えていただきたい。

5　マイナンバー制度

〔要　旨〕

平成 28 年 1 月から利用が開始されたマイナンバー制度については、引き続き、周知活動等に努めるべきである。

（理　由）

平成 28 年 1 月から利用が開始された、いわゆるマイナンバー制度については、その利用、提供、収集に制限が設けられていることから、国民に十分に周知し、個人情報の漏えいやプライバシー保護など、適正に利用されるよう、引き続き、周知活動等に努めるべきである。